

平成31年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 平成31年 3月 1日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 1時43分

場所 第7委員会室

出席委員 日下部伸三委員長

蒲生徳明副委員長

藤井健志委員、美田宗亮委員、吉良英敏委員、土屋恵一委員、本木茂委員、
山根史子委員、鈴木正人委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

知久公子公安委員長、富田邦敬警察本部長、布川賢二総務部長、
森本敦司警務部長、佐伯保忠生活安全部長、山本淳地域部長、
斎藤文彦刑事部長、古賀康弘交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、
古田土等監察官室長、伊古田晴正刑事部参事官、近藤勝彦組織犯罪対策局長、
岩崎茂警務課長、安藤茂生活安全部参事官、千葉保治地域部参事官、
伊藤幸男刑事部参事官、横田幸昭運転免許本部長、鈴木久生交通部参事官、
田中秀樹警備部参事官、松本晃彦総務課長、関田幸春会計課長、
山田正広生活安全総務課長、上條浩一人身安全対策課長、澤田賢孝少年課長、
石井堅次保安課長、三浦孝一サイバー犯罪対策課長、林学地域総務課長、
大森文夫通信指令課長、川上博和刑事総務課長、大村正幸組織犯罪対策課長、
結城弘交通総務課長、荻野長武交通規制課長、山田雅樹運転免許課長、
市原悠樹公安第一課長、寺山卓也警備課長、
杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、千葉正危機管理課長

[危機管理防災部関係]

槍田義之危機管理防災部長、森尾博之危機管理防災部副部長、
目良聡危機管理課長、鶴見恒消防防災課長、鈴木郁夫化学保安課長

[議員提出議案関係]

細田善則議員、吉良英敏議員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第48号	平成30年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち警察本部及び危機管理防災部関係	原案可決
第52号	平成30年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議第1号	埼玉県特殊詐欺撲滅条例	原案可決

2 請願
なし

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

吉良委員

- 1 平成30年度埼玉県一般会計補正予算における給与費について、約6億1千万円が減額補正となっているが、その理由は。
- 2 毎年この程度の減額補正となっているのか。
- 3 自動起動式発動発電機の必要性について伺いたい。
- 4 自動起動式発動発電機の整備計画について伺いたい。

警務課長

- 1 平成30年度の給与費については、約6億1,400万円の減額補正をしており、その内訳は職員手当等で約5億2,200万円、共済費で約9,200万円となっている。主な減額はこの職員手当等の約5億2,200万円のうち、退職手当が見込みを下回ったことにより大幅な減額が生じたものである。その理由としては、1点目は、予算積算時点で定年退職予定者として見込んでいた者が勸奨や自己都合等により、定年を迎える前に退職したためである。2点目は、普通退職手当については、過去2年間の支給実績から一人当たりの必要額を算出しているところ、今年度は退職手当額が高額である高年齢層の職員の占める割合が少なかったためである。
- 2 昨年は、給与費は約1億9,500万円の減額補正をしており、前年に比べて額が多いと感じている。今後も、予算執行について、厳正な事務に努めていく。

交通規制課長

- 3 自動起動式発動発電機は、災害等により停電が発生するとこれを検知して自動的に発電機を起動させて信号機に電力を供給する機能を有するものであり、停電に起因する信号機の滅灯による道路交通の混乱防止に大変有効である。また、東日本大震災の際の計画停電、さらには昨年9月に発生した北海道胆振東部地震による大規模停電を踏まえると人命救助等の災害対応に警察力を振り向ける必要がある中、停電した交差点の交通整理のために多数の警察官を配置することは大変困難であるため、警察官を現場に配置する必要のない、自動起動式発動発電機の計画的な整備が発生時の交通の安全と円滑を確保すること、更に迅速かつ円滑な災害復旧活動を推進するために必要であると考えている。
- 4 平成29年度末で367基を設置している。設置場所については、主に災害等発生時に緊急交通路として指定される路線である国道17号、254号、16号等の主要国道における主要交差点である。この整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく第5次地震防災緊急事業五箇年計画により、平成29年度から32年度までの4か年で老朽化した機器40基を更新するとともに、国道17号上尾道路の延伸部分の主要交差点8か所に整備する計画である。この四箇年計画の終了時には、375基となる予定である。

吉良委員

胆振東部地震の現場を訪問した際、信号機は全く動いていなかったが、そのようなことがなくなるということでしょうか。

交通規制課長

自動起動式発動発電機が設置されている信号機については、停電が発生した際に自動で起動するものである。保守点検も行っており、正常に作動されれば停電中でも信号機は作動する。

美田委員

自動起動式発動発電機の1基当たりの耐用年数、連続の稼働時間について伺いたい。

交通規制課長

耐用年数については、おおむね19年とされている。軽油を燃料とするエンジンであり、満タンでおおむね24時間継続して運転が可能である。その後、給油をすれば連続して使用ができることとなる。

鈴木委員

- 1 自動起動式発動発電機は375基の整備となる見込みだが、県内全体の信号機に対する割合について伺いたい。
- 2 自動起動式発動発電機の軽油について、給油の体制を伺いたい。
- 3 国の防災・減災、国土強靱化の緊急対策として17基の予算が計上されたが、375基以上に整備を進める考えはあるのか。

交通規制課長

- 1 平成29年度末現在、県内の信号機は10,330基である。現時点で、367基の自動起動式発動発電機の全体に対する割合は3.55%で、全国で25番目の整備率である。
- 2 自動起動式発動発電機は、おおむね24時間で給油が必要となる。その際には、警察本部の交通部員、警察署員により、軽油を調達し自動起動式発動発電機が設置されている主要交差点に赴き給油をすることになる。
- 3 現時点では、四箇年計画で48基を更新、整備する計画である。今回、補正予算で計上しているので、17基は前倒しで整備する。

鈴木委員

- 1 全信号機に対する整備率3.55%については、これでいいと考えているのか。また、四箇年計画以降、新たに整備する予定はあるのか。
- 2 緊急車両等は優先的に給油できると思うが、備蓄体制や民間のガソリンスタンド等との連携体制はどうなっているのか。
- 3 国土強靱化の補正予算で前倒しの整備になったが、更なる前倒しで整備ができたのではないか。どのように検討したのか。

交通規制課長

- 1 整備率については、十分ではないと考えている。自動起動式発動発電機のほか、可搬式発動発電機についても整備をしており、県下39警察署において、合計で170基を配備している。これらについても、専用ケーブルで信号機に接続することにより、停電時でも信号機の稼働が可能である。四箇年計画終了後も、特に緊急交通路に指定をされ

る路線については、道路の新設等が進む箇所もあるので、引き続き設置に向けて検討していく。

- 2 災害が発生した場合に備え、燃料の備蓄をしている警察署もある。また、ガソリンスタンドとの契約で燃料の調達が可能ということも伺っている。これについては、いざ発災すると十分ではない部分もあるかもしれないが、そのような形でガソリンスタンドとの契約を結んでいる。
- 3 委員御指摘のとおり、前倒しで整備ができなかったが、今後はこれらのことを踏まえつつ、整備に対応していきたい。

鈴木委員

- 1 四箇年の計画が終わった後の整備目標について、具体的な考えはあるのか。
- 2 自動起動式発動発電機の燃料である軽油の備蓄体制は確保できているのか、またスタンドとの連携はとれているのか。
- 3 今回の交通安全施設整備費の補正予算が国の補正がついたにもかかわらず、全体でマイナスとなっている。本来であれば、より多くの基数を前倒しできたのではないかと、財政課との協議はどうなっているのか。

交通規制課長

- 1 全国の整備率を見ると、平成29年度末の平均で4.62パーセントである。本県の整備率3.55パーセントを踏まると、全国平均程度までには整備を進めたいと考えている。同規模県と比較すると、その中では本県の整備率は高い状況である。

会計課長

- 2 ガソリンについては、機動隊や大宮警察署で備蓄しており、軽油については、各警察署と複数のガソリンスタンドとの間で、緊急時に優先的に供給できるような体制を確保している。

財務局長

- 3 今回は緊急対策として自動起動式発動発電機17基分の整備としたものである。費用対効果の観点から、極力国庫補助金を活用しながら整備を進めていく。

鈴木委員

軽油の備蓄はしていないということでもいいのか。

会計課長

御指摘のとおりである。

秋山委員

県内全ての信号機に整備するのは現実的ではなく、緊急交通路となる予定の路線に対して重点的な整備を行っていると思われるが、その路線における自動起動発動発電機の整備数について伺いたい。

交通規制課長

県内の緊急交通路については高速道路の10路線全てと一般道では、国道、バイパスの

12路線となっている。その内、国道17号は143基、国道254号は71基、国道4号は36基を整備している。その他、国道463号、国道16号、国道125号、県道等にも整備をしているが、主に総延長の長い国道17号、国道254号、国道4号を重点に整備をしている。その中で、全てではないが、主要交差点に設置をしており、今後も交通量の多い交差点等を選定しつつ、緊急交通路として指定される予定の路線を中心に設置を進めていきたい。

山根委員

退職手当が見込みを下回ったことにより大幅な減額が生じたものであるということだが、定年退職者はどのくらいの人数なのか。定年退職者数の見込みはある程度想定できると思うが、どのような理由で試算の誤差が生じたのか。

警務課長

平成30年度の定年退職者は249名を見込んでいたが、実際は239名と10名少なかった。また、先程答弁したとおり、一般退職者は過去2年の支給実績の平均から必要額を算出しており、今年度は50歳代の一般退職者が19.5人と見込んでいたところ、実際は4人だったことが要因である。

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

吉良委員

- 1 防災ヘリコプター運航管理費について、あらかわ3号機のヘリコプターカメラの更新に係る契約差金の減額について、高額なので、もう少し具体的に教えてほしい。
- 2 大規模災害被災者受入事業費は実績による不用見込みとのことだが、なぜ減ったのか。

消防防災課長

- 1 防災ヘリコプターについては、ヘリテレカメラの機能強化工事における契約差金が大きな要因である。昨年度の予算特別委員会において、競争原理を働かせ費用縮減を図るよう御指導いただいたのを踏まえ、一般競争入札によって業者を選定したところ、予算額を下回ったものである。予算額1億8千万円超に対し、契約額は約1億4千万円であった。また、耐空検査や定期点検で機器に不具合が見つかったと早急な対応が必要となるので予算を用意しているが、今年度は多額の費用を要する不具合がなかったため、結果的に執行残となった。
- 2 当初予算では東日本大震災による本県への避難者に対し、民家賃貸住宅の提供戸数を200戸と計上していた。大震災から8年が経過し、身の振り方が決まり行動に移す人が増えてきた結果、147戸となったためである。

美田委員

大規模災害市町村等繰替支弁費負担金は県が市町村に代わって被災県に求償しているということは分かったが、この所要額を増額した詳細について教えてほしい。

消防防災課長

当初予算では、東日本大震災による避難者に対して、応急仮設住宅の提供を行っている市町の繰替支弁分だけを計上していた。今年度は、平成30年7月豪雨と北海道胆振東部

地震により岡山県と広島県、北海道に災害救助法に基づく応援を行った市町村が29市町村あった。その繰替支弁分を支払うため5,649千円を増額補正した。

美田委員

平成30年7月豪雨で市町村はどのような応援を行ったのか。

消防防災課長

食料品や飲料水等の備蓄物資の提供、避難所の運営のための人的応援等を行った。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第1号議案）】

山根委員

- 1 県内の市町村で条例として定めているところはあるか。
- 2 条例案作成に当たり、罰則規定の検討はあったのか。

細田議員

- 1 県内で特殊詐欺に特化した条例を制定しているところはない。なお、三郷市が去年の12月にパブリックコメントを実施し、近々制定の動きがある。
- 2 特殊詐欺は刑法の詐欺罪の中の一つであり、詐欺罪は未遂罪もその適用がある。検討の結果、刑法で定まった罪種について、県条例による厳罰化は難しいと判断した。

山根委員

- 1 条例案の規定では県が必要な協力及び支援を行うものとなっているが、支援対象とするのは、予算額を基準とするのか、新たなシステム構築をするものを対象とするのか。
- 2 既に独自で対策を取っている市町村は、本条例が制定された後、遡及して支援を検討すべきものとして含まれるのか。

細田議員

- 1 本条例は、埼玉の全ての皆様が一丸となって、特殊詐欺の撲滅に取り組む大枠の方向性を定めるものである。今後、県の執行部が市町村と連携し具体的な施策を決めていくもので、予算措置などの検討を期待している。
- 2 予算措置の遡及は難しいと考えているが、今後、県と市町村で検討した結果、予算化していくことはありえる。

山根委員

今後、市町村に対し、条例化を促すような狙いもあるのか。

細田議員

具体的に、市町村に条例を制定すべきかまでは、県の条例での言及は難しい。県内の各市町村が、住民に一番近い基礎自治体として、特殊詐欺の対策に取り組むために必要なものに関して、県としての連携・協力・情報発信等々をこの条例において定めている。

秋山委員

- 1 「撲滅」という強い表現ではなく、例えば「埼玉県特殊詐欺被害根絶条例」という表現もできるのではないか。この条例名になった経緯はどのようなものか。
- 2 他の都道府県の制定状況はどうか。
- 3 特殊詐欺対策の条例化の効果、実効性をどう考えているか。
- 4 刑法246条の2「電子計算機使用詐欺」は、昭和62年の法改正でできたもので、現代にマッチしていない。今後、ネット通販やスマホ決済などが急速に拡大し、若年層、主婦層に詐欺被害が広がる懸念があるが、なぜ直接条文化しなかったのか、その経緯を伺う。
- 5 NHKの番組で、アマゾンのネット通販を頻繁に利用している女性に「代金未払いがあり、裁判になる」と通知がきて、本人は「未払いかもしれない」と思い込み、所定の金額を払い込んだとあった。この場合、アマゾンは第6条の「事業者」に該当するのか。
- 6 第13条の運用上の留意事項で、「県民等の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない」とあるが、どういうことを想定しているのか。

細田議員

- 1 PTの中でも「防止」などの候補もあった。しかし、「被害を防止する」では根絶するという意味合いが少し弱いため、完全になくすと踏み込んだ「撲滅」を選んだ。また、特殊詐欺撲滅の警察と企業の官民会議を県警が実施しているため、この文言を選択した。
- 2 防犯のまちづくりの条例に規定がある都道府県はあるが、特殊詐欺に特化した条例は、熊本、徳島、岡山の3県が制定している。
- 3 第7条の「金融機関の役割」において、ATMのキャッシュカードに対する引出限度額の制限を全国で初めて規定しており、被害額を低減させる意味で非常に効果的であると考えている。また、中高生などを中心に、「受け子」「出し子」といった検挙されやすい対象に青少年が巻き込まれてしまう状況がある。「普及啓発」の中の「犯行に加担しないようにする教育活動」において、間違っても加害者の方に加担しないよう教育を進める点も、先行の自治体にはない規定であり、これらにより実効性を担保したい。
- 4 刑法の詐欺ということで、基本的には警察白書の定義を条例案の定義のベースとしている。詐欺という犯罪は、騙す方法は何かを問わず、相手を騙すということが大括りであり、ハガキでもメールでも、その方法論によって分類されるものではない。
- 5 インターネット通販事業者も、条文案の「事業者」に該当するものと考えている。なお、条例の性質上、適用範囲は県内の活動などに限られるとの理解である。
- 6 本条例においては、県民や事業者に、「通報」や「声掛け」など善意の第三者として、騙されそうになっている、又は被害者になりそうな方への働き掛けをお願いするものである。一方、被害者になりそうな方が現金を引き出そうとしている行為を強制的にやめさせることまでは踏み込めないため、個人の自由を尊重すべきという意味合いを込めて、そうした規定を設けた。なお、この条文は、他県の先行事例に同様の規定がある。

秋山委員

ATMでの引出可能額の引下げの働き掛けについて、全国展開をしているものに関して、県内独自でそういった制限額というものを設けられるのか。また、利用額の制限は大変良いものだが、これを入れようとした経緯は何か。

細田議員

A T Mの引出限度額の制限は、県内の信用金庫、埼玉りそな銀行は独自の基準をもって、既の実施している。例えば埼玉りそな銀行は、A T Mの引き出しが3年間ない、70歳以上の顧客に関して、1日限度額が当初の50万円から10万円に引き下がる仕組みがある。このように、一定の基準に当てはまる顧客は既に制限をしているという取組を聞いている。この条例ではその取組を後押しする意味も込めて、県の広報の中で、引出制限を県内の金融機関が行っているということを入れて、県民の皆様に理解していただく。

経緯についてであるが、報道によると、加担させられた子供たちは、中身に何が入っているか説明されず、約束された報酬も受け取れないまま、犯行に加担してしまうというケースが多くある。県として、例えば県立高校の非行防止教室の中で、特殊詐欺に関わらないよう具体的な対策まで教育の範疇で行うことができないかということで規定した。

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし